

# 障がいのある人と人権

## 「福祉の黒船」国際障害者年と当事者の活躍



石渡和実

連載 第1回



今年2023（令和5）年は、「障害者福祉の憲法」とも言われる障害者基本法が1993（平成5）年に施行されてから30年、「抜本的改正」と称された2013（平成25）年の改正から10年、という節目の年である。

筆者にとって忘れられないのは、1981年の国際障害者年である。1975年、国連は「障害者の権利宣言」を発したが、なかなか理念の実現には至らなかった。そこで、「完全参加と平等（Full Participation and Equality）」を掲げ、世界的なキャンペーンを繰り広げた。しかし、1年だけでは「お祭り騒ぎ」に終わってしまうと、1982年を準備年とし、「国連・障害者の10年」（1983～1992）を設け、10年がかりで障害者の権利獲得の運動を展開していったのである。

「10年」の集大成として、日本では1970（昭和45）年に制定された「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」へと改正される。これにより、それまでは身体障害・精神薄弱（1999（平成11）年に「知的障害」と改称）の「2障害」であったが、医療の対象のみであった精神障害も福祉分野に位置付けられ、わが国の「3障害」という枠組みが確立された。しかし、この「3障害の格差」をいかにしてなくすか、という新たな課題に直面することにもなる。

国際障害者年は「福祉の黒船来たる」などとも言われ、まさに福祉が大きな転換を遂げた年である。それは、「障害当事者の活躍があったからこそ」と筆者は考えている。それまで「社会のお荷物」とか「穀潰し」とまで

言われ、その存在を否定されていた<sup>けいずい</sup>頸髄損傷や脳性マヒなど、重度の身体障害者が声を挙げ、社会を変革していくのである。

アメリカで始まった自立生活運動の影響もあり、「働いて納税者になるだけが社会貢献ではない」と主張した。「これから誰もが介護を必要とする高齢社会が到来する。支援を受けてきた自分たちだからこそ、これからの社会のあり方を提言できる」と、まさに「水を得た魚」のように生き生きと活動を広げていく。自分が稼いだ金で暮らす「経済的自立」ではなく、自己決定に基づいて納得できる日々を送る「精神的自立」こそが重要、という「自立観のコペルニクスの転換」をもたらし、社会の価値観をも変えていったのである。

入所施設や病院を出た後の暮らしを支えるために、当事者が自ら運営する「自立生活センター」は福祉システムの転換にもつながる。障害者や高齢者が「サービスの受け手」ではなく、「権利の主体者」「支援の担い手」としての役割を果たしていく。こうした活躍が、「支える側と支えられる側という関係を越えた地域共生社会」という、現在の福祉理念を築き上げていくことにもなるのである。

いしわた かずみ 東洋英和女学院大学名誉教授。埼玉県や横浜市のリハビリテーションセンターに勤務の後、東洋英和女学院大学等で「障害者福祉論」「人権論」を担当。日本障害者協議会（JD）理事、東京都社会福祉協議会理事、世田谷区障害者施策推進協議会会長などを歴任。2016（平成28）年には、津久井やまゆり園事件の神奈川県検証委員長も務めた。障害がある人の想いを尊重した地域生活支援、ネットワークの構築などについて活動を続けている。